独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	JMACS株式会社		コード	5817
提出日	2024/5/1	異動（予定）日	2024/5/29	
独立役員届出書の提出理由	2024年５月29日開催の定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	阿登靖紀	社外取締役	○										○					有
2	住吉正充	社外取締役	○										△					有
3	秋重好亜	社外取締役	○										○					有
4	久木田佳代	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	社外取締役の阿登靖紀氏は、あと法務司法書士事務所および行政書士事務所Gardenの代表者であります。	同氏は、司法書士および行政書士としての高度な専門知識と企業経営者としての幅広い見識を有しており、また違った業界の角度から監査してもらうことにより、有効的な監査ができ、監査機能の強化につながるため、選任しております。 同氏を独立役員に選任するにあたっては、同氏は、主要株主および主要取引先に該当しておらず、また、当社は行政書士事務所Gardenと取引関係にありますが、支払額はいずれも連結の一般管理費の0.0%未満であり、当社の意思決定に影響を与える関係ではないと認識しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任いたしました。
2	社外取締役の住吉正充氏は、リケンテクノス株式会社の取締役及びリケンファブロ株式会社の代表取締役社長を勤められた経歴がございます。	同氏は、長年に亘りコンパウンド業界に籍を置かれ、業界に精通しておられます。上場企業役員、また代表取締役社長の経験があり、豊富な経験と幅広い見識を有していることから適切に職務を遂行できるものと判断し、選任しております。 同氏を独立役員に選任するにあたっては、同氏は、主要株主該当しておらず、また、当社はリケンテクノス株式会社との間に取引関係を有しておりますが、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、当社の意思決定に影響を与える関係ではないと認識しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任いたしました。
3	社外取締役の秋重好亜氏は、鈴木鋼材株式会社の取締役兼福岡営業所長であります。	同氏は、長年に亘り電線業界に籍を置かれ、電線業界に精通しておられます。また、取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから適切に職務を遂行できるものと判断し、選任しております。 同氏を独立役員に選任するにあたっては、同氏は、主要株主該当しておらず、また、当社は鈴木鋼材株式会社との間に取引関係を有しておりますが、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、当社の意思決定に影響を与える関係ではないと認識しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任いたしました。
4		同氏は、公認会計士の資格を保有し、会計や金融を中心に幅広い見識と経験を活かして経営に参画いただくことで、当社監査体制の強化、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保と、業務執行やコーポレート・ガバナンスに関する意思決定において適切な提言をいただくことを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任しております。 同氏を独立役員に選任するにあたっては、同氏は、主要株主該当しておらず、当社が独立性の基準とする東京証券取引所が定める独立性の判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立役員として選任いたしました。
5		

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。